

第1号議案

尾張都市計画生産緑地地区の変更
(犬山市決定) について

尾張都市計画生産緑地地区の変更(犬山市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 17.7ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を定めているが、都市における農地等についてより適切な保全を図るために新たに生産緑地とするもの、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、公共施設等の敷地の用に供されたもの、地積更正によるものについて、一部区域を変更するものである。

生産緑地地区の変更理由書

1. 生産緑地地区とは

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の持つ緑地機能及び多目的保留地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものです。

2. 生産緑地地区の要件

現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の要件を全て満たすものです。

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市の環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- ② 500㎡以上の規模の区域であること。
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- ④ 将来にわたって農地等として適正に維持管理できると認められるものであること。
- ⑤ 都市施設の整備や合理的な土地利用に支障がないこと。
- ⑥ 農地等利害関係人の同意を得ていること。

3. 生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区内の農地等は、適切に管理することが義務づけられているため、建築物等の建築や、土地の形質の変更等は、原則としてできません。

4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

- ① 買取りの申出※があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に生産緑地としての所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く）が行われず、行為制限が解除された場合。
- ② 公共施設等の敷地（用地）となった場合。
- ③ 土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合。
- ④ 地積更正で面積が変更した場合。
- ⑤ これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての要件を欠く場合。
- ⑥ 団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合又は隣接する団地に追加した場合。
- ⑦ 「2. 生産緑地地区の要件」を満たし、新たに生産緑地地区を定める場合。

※買取りの申出

生産緑地地区は、次の場合に限り市長に対し時価で買取るように申し出ることができます。

- 生産緑地地区に定められてから30年（申出基準日）を経過した場合、又は特定生産緑地に指定され、指定の期限（法第10条の3第2項に定める指定期限日若しくは延長後の期限）を超過した場合。
- 農林漁業の主たる従事者が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有するに至った場合。

5. 今回の都市計画変更の理由と内容

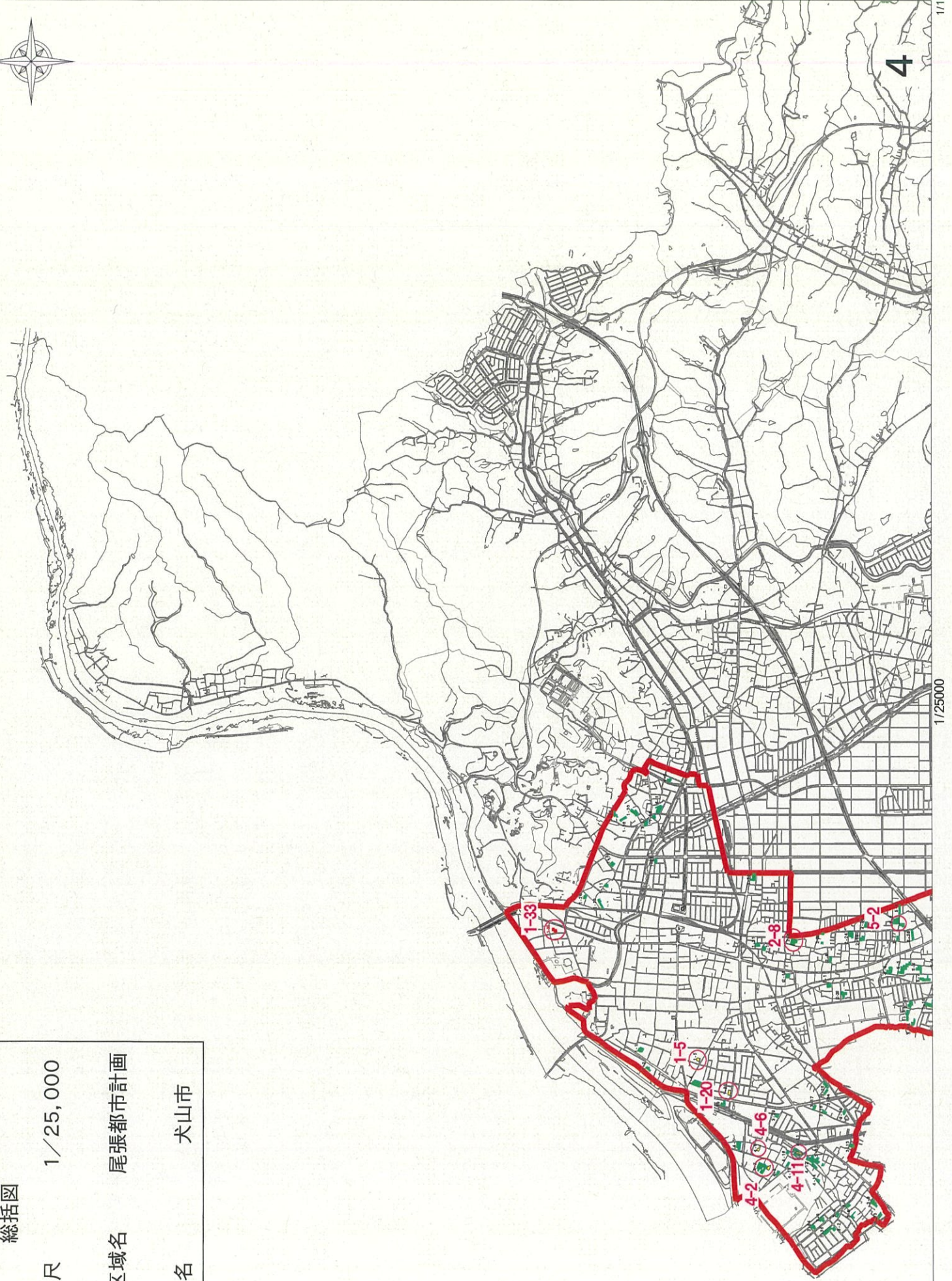
変更理由	除外(減)		追加(増)		合 計	
	面積(m ²)	団地数	面積(m ²)	団地数	面積(m ²)	団地数
4-①	-4,822	-3	—	—	-4,822	-3
4-②	-145	—	—	—	-145	—
4-③	—	—	—	—	—	—
4-④	—	—	89	—	89	—
4-⑤	—	/	/	/	—	/
4-⑥	—	/	—	—	—	—
4-⑦	/	/	1,979	+2	1,979	+2
計	-4,967	-3	2,068	+2	-2,899	-1

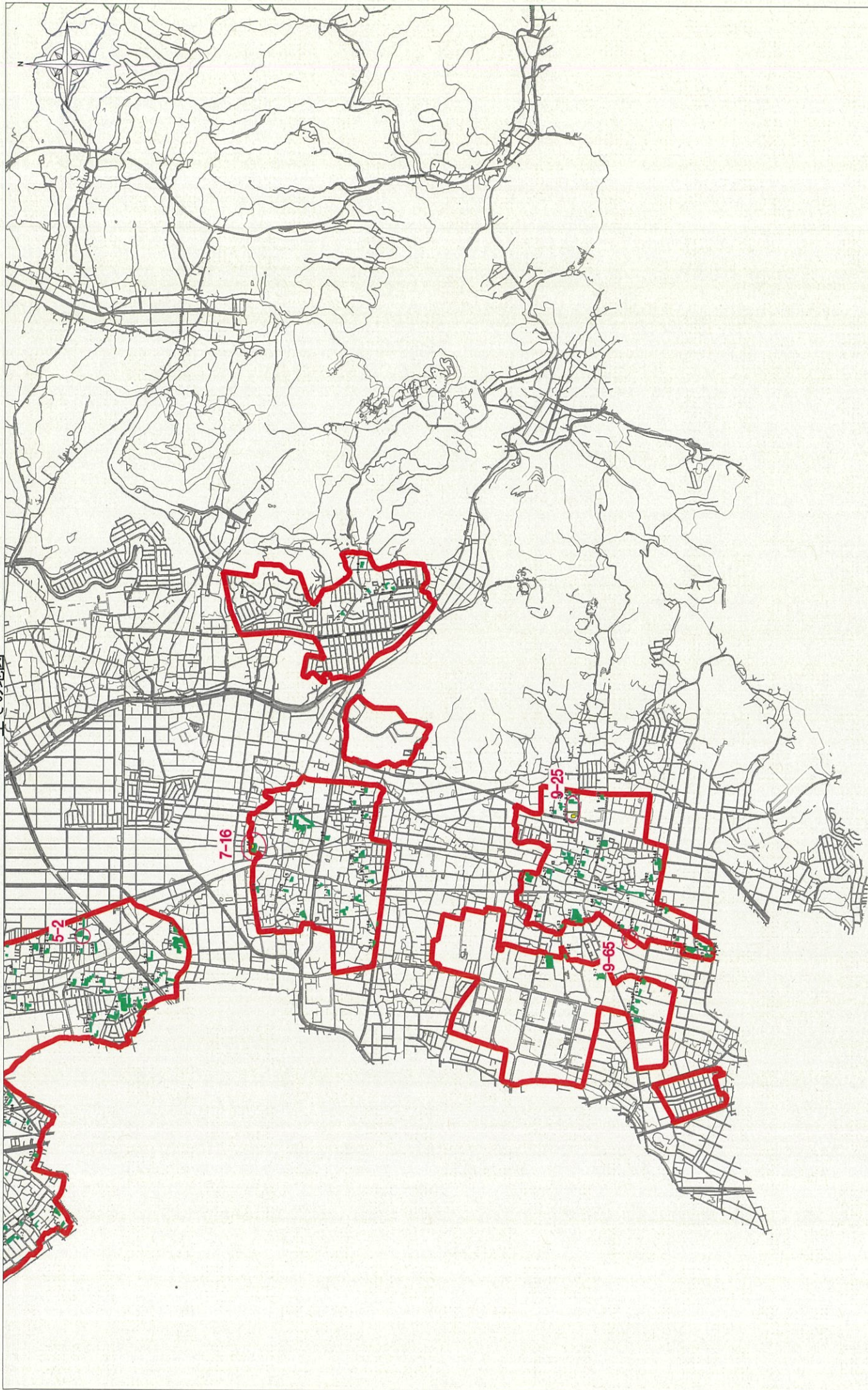
総括図

縮尺 1/25,000

都市計画区域名 尾張都市計画

市町村名 犬山市







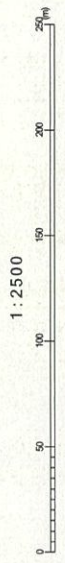
犬山市

計画図(1/8)

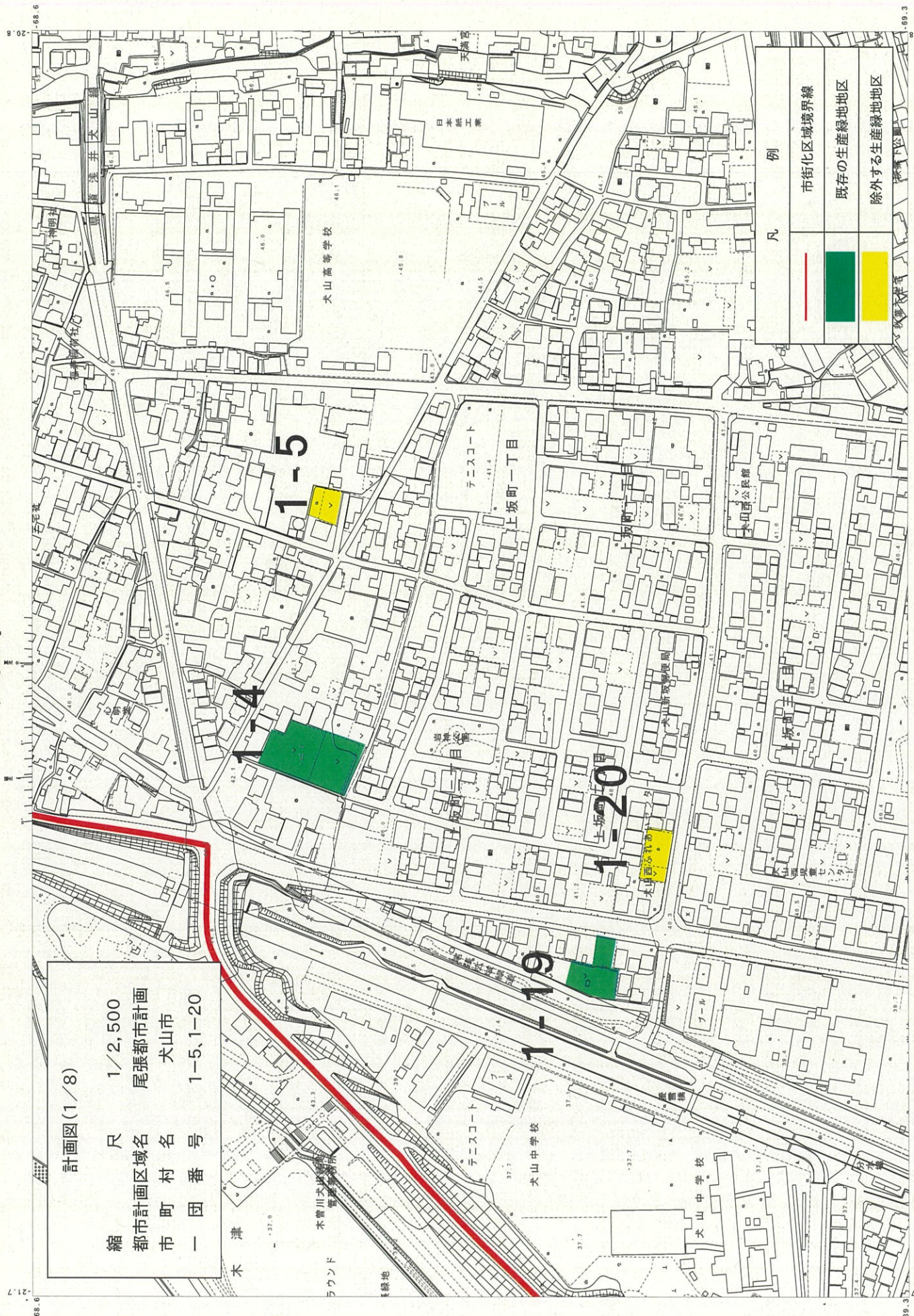
縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 1-5、1-20

凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

【この都市計画図は、令和4年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画図改正式は変更することはありません。(航空写真は令和元年撮影)また、用途地域や道路等の位置は、縮略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。



注) この都市計画図は、令和4年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画図改正式は変更することはありません。(航空写真は令和元年撮影)また、用途地域や道路等の位置は、縮略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。





犬山市

計画図(2/8)

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 1-33

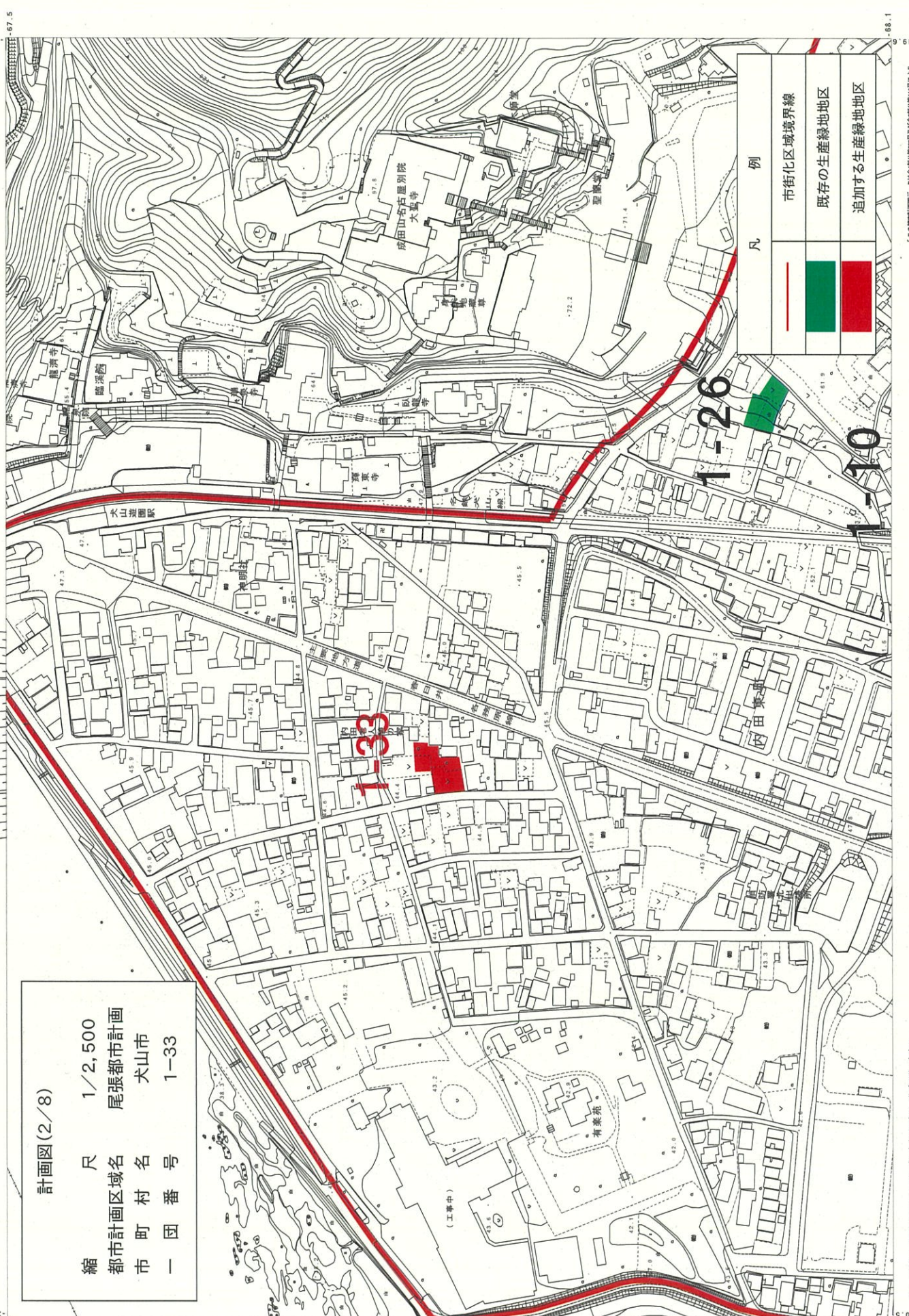
凡	例
—	市街化区域境界線
■	既存の生産緑地地区
■	追加する生産緑地地区

【この都市計画図は、令和4年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定文は変更することがあります。(航空写真等は令和元年撮影)】
 【用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。】
 【詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。】

1:2500



注) この都市計画図は令和4年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定文は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影)また、用途地域界や道路等の位置は、概略を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

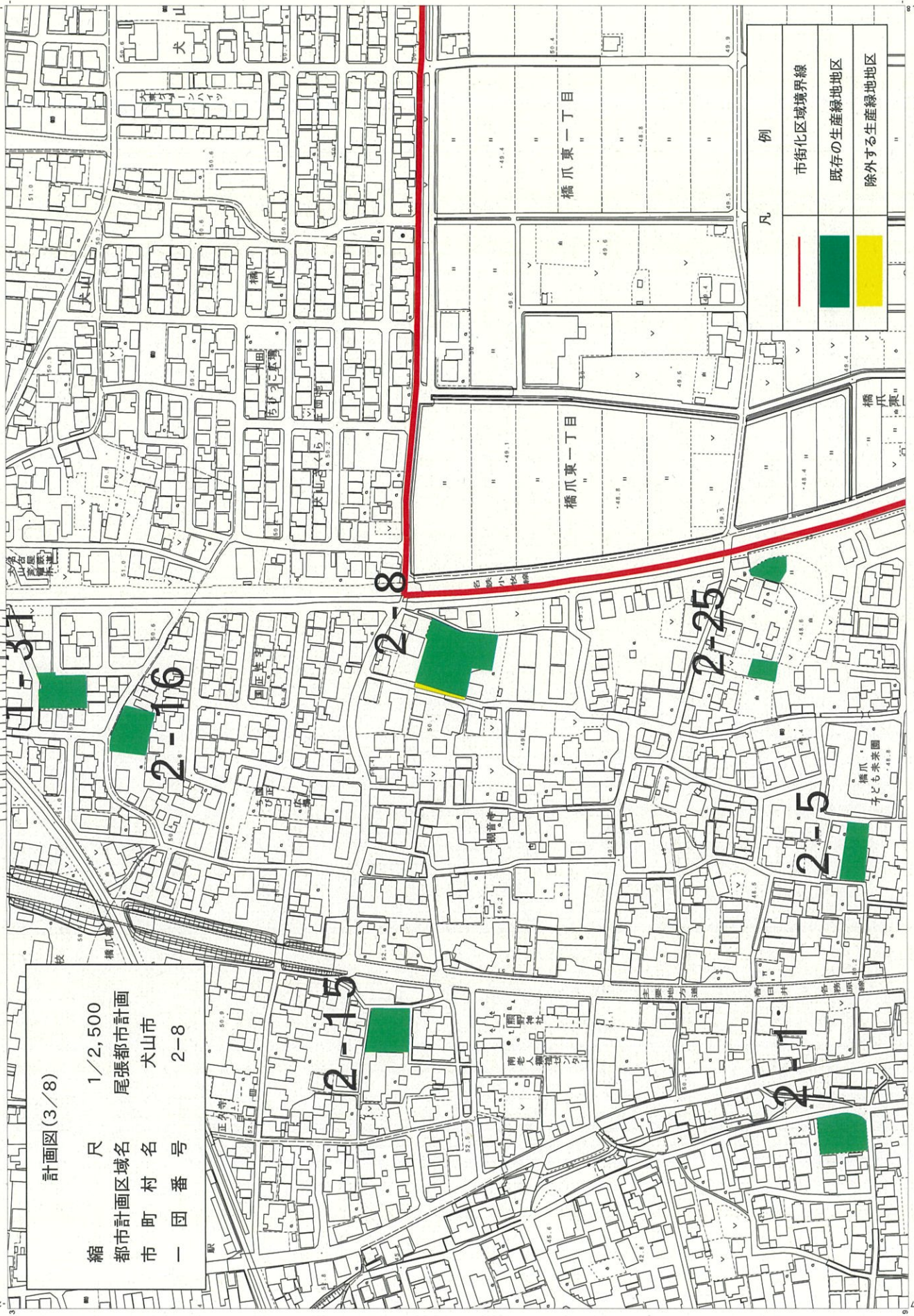




犬山市

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 2-8

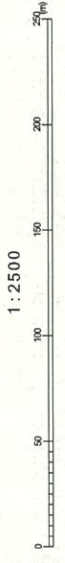
計画図(3/8)



凡例

	市街区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

「この都市計画図は令和04年9月20日現在のものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(斜線写真は各地元撮影) また、用地境界や道路等の位置は、縮尺を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。」
 作成会社 日本製図株式会社

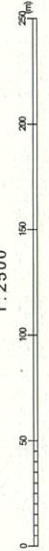


注) この都市計画図は令和04年9月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(斜線写真は各地元撮影) また、用地境界や道路等の位置は、縮尺を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。



「この都市計画図は令和04年7月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することはありません。(航空写真は令和04年撮影) また、用地地籍簿や道路等の位置は、細部を示すものではありません。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。」

1:2500

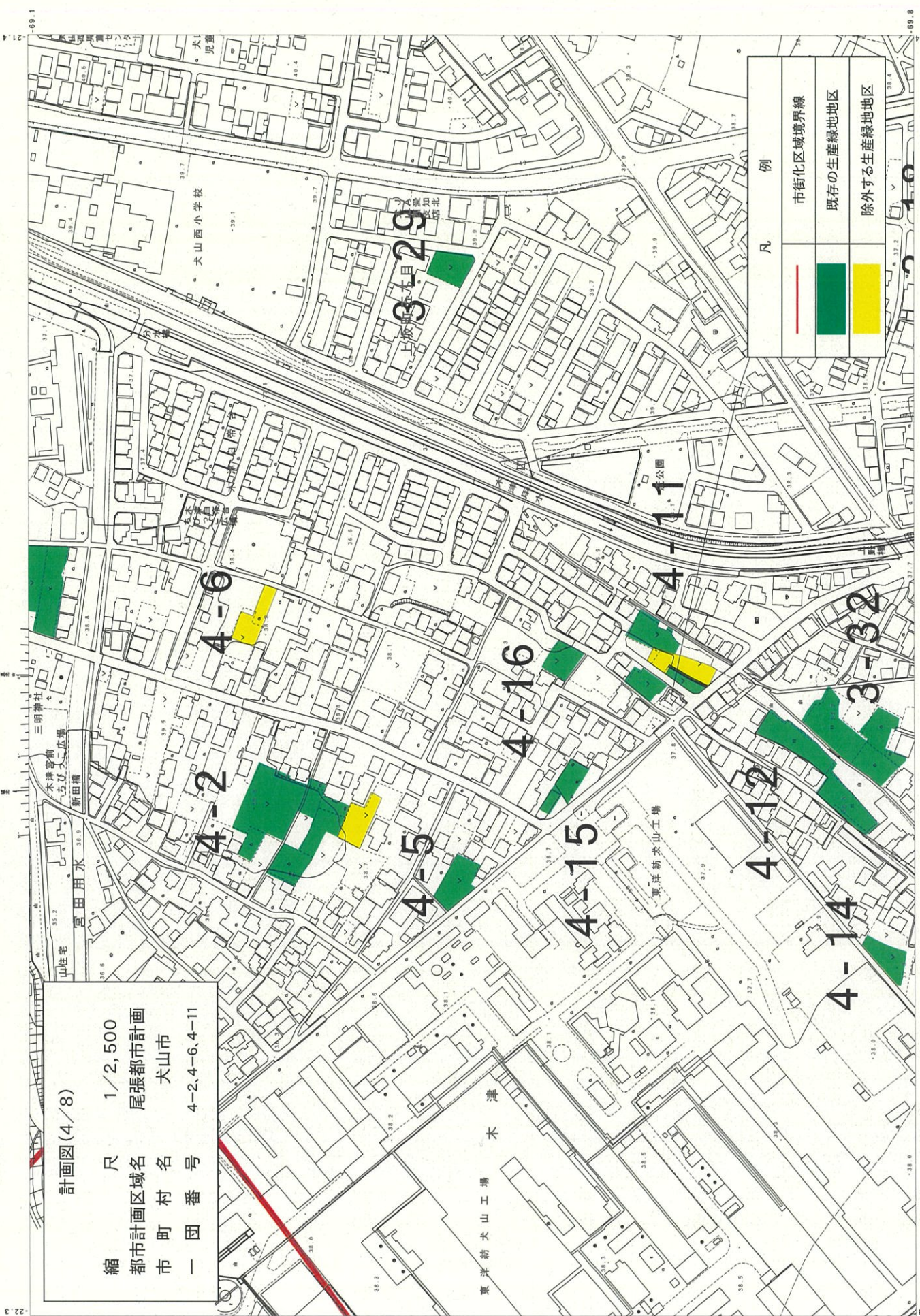


凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

犬山市

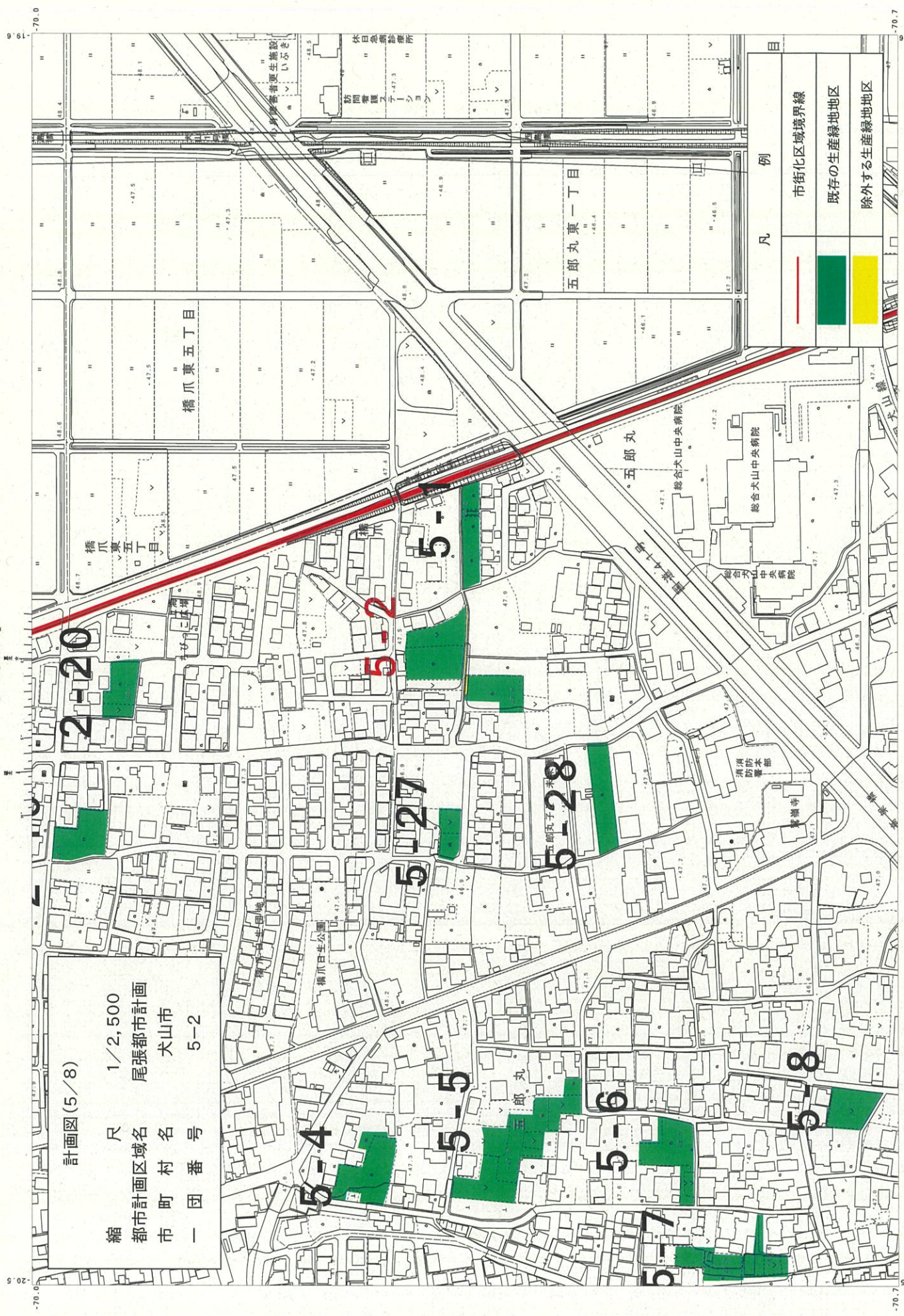
縮 尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市 町 村 名 犬山市
 一 団 番 号 4-2,4-6,4-11

計画図(4/8)





犬山市



縮 尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市 町 村 名 犬山市
 一 団 番 号 5-2

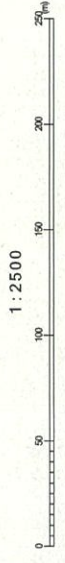
計画図(5/8)

凡 例

	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

「この都市計画図は令和四年6月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(縮図写真は各街区平面撮影)また、用地地籍簿や道路等の位置は、縮図を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。」

「この都市計画図は、国土交通省国土利用政策研究所の作成による「国土利用政策研究所」の作成によるものである。」「この都市計画図は、国土交通省国土利用政策研究所の作成によるものである。」「この都市計画図は、国土交通省国土利用政策研究所の作成によるものである。」



1:2500

注) この都市計画図は令和四年6月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(縮図写真は各街区平面撮影)また、用地地籍簿や道路等の位置は、縮図を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

令和四年6月22日



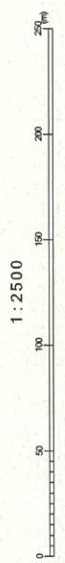
犬山市

計画図(6/8)

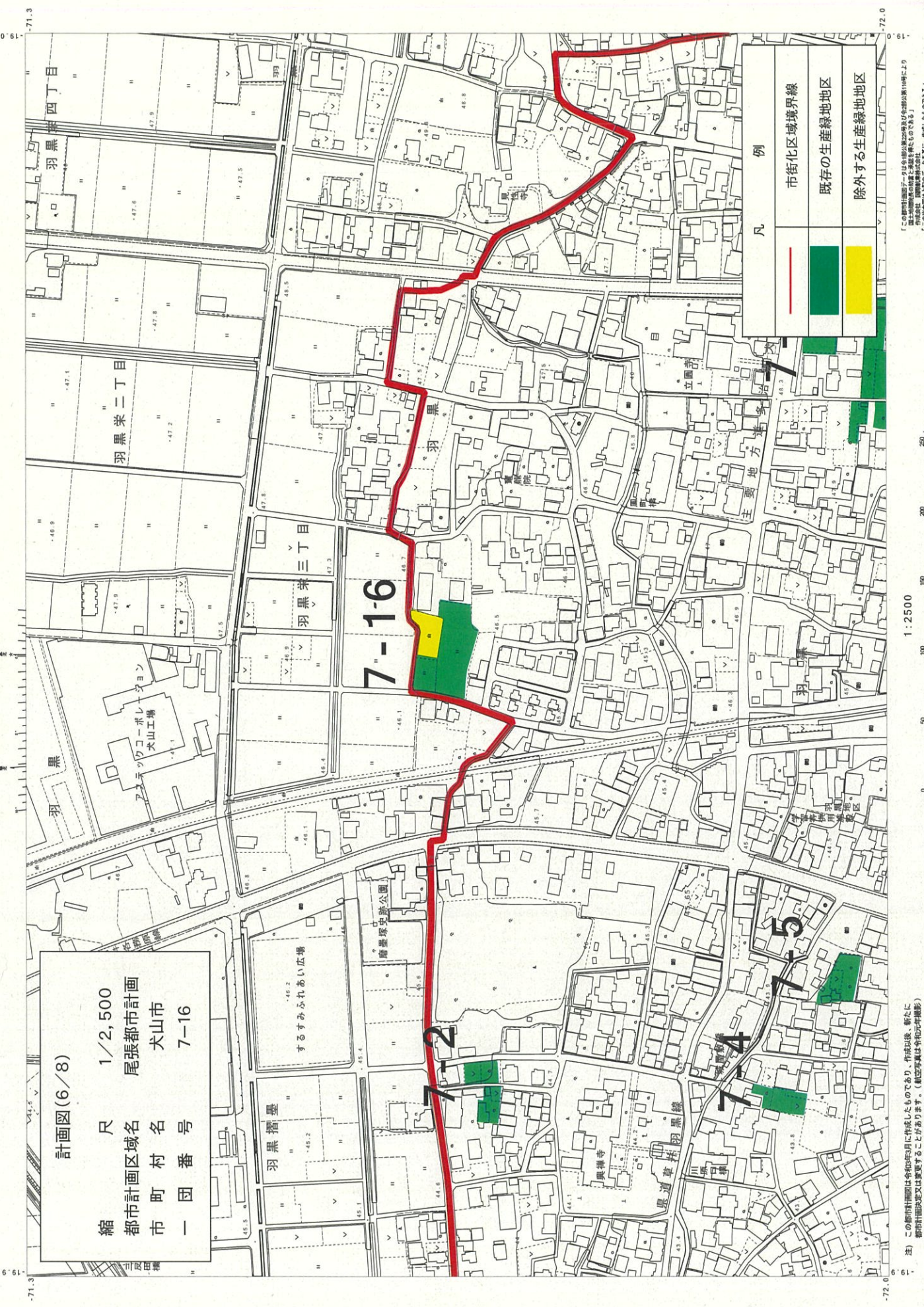
縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 7-16

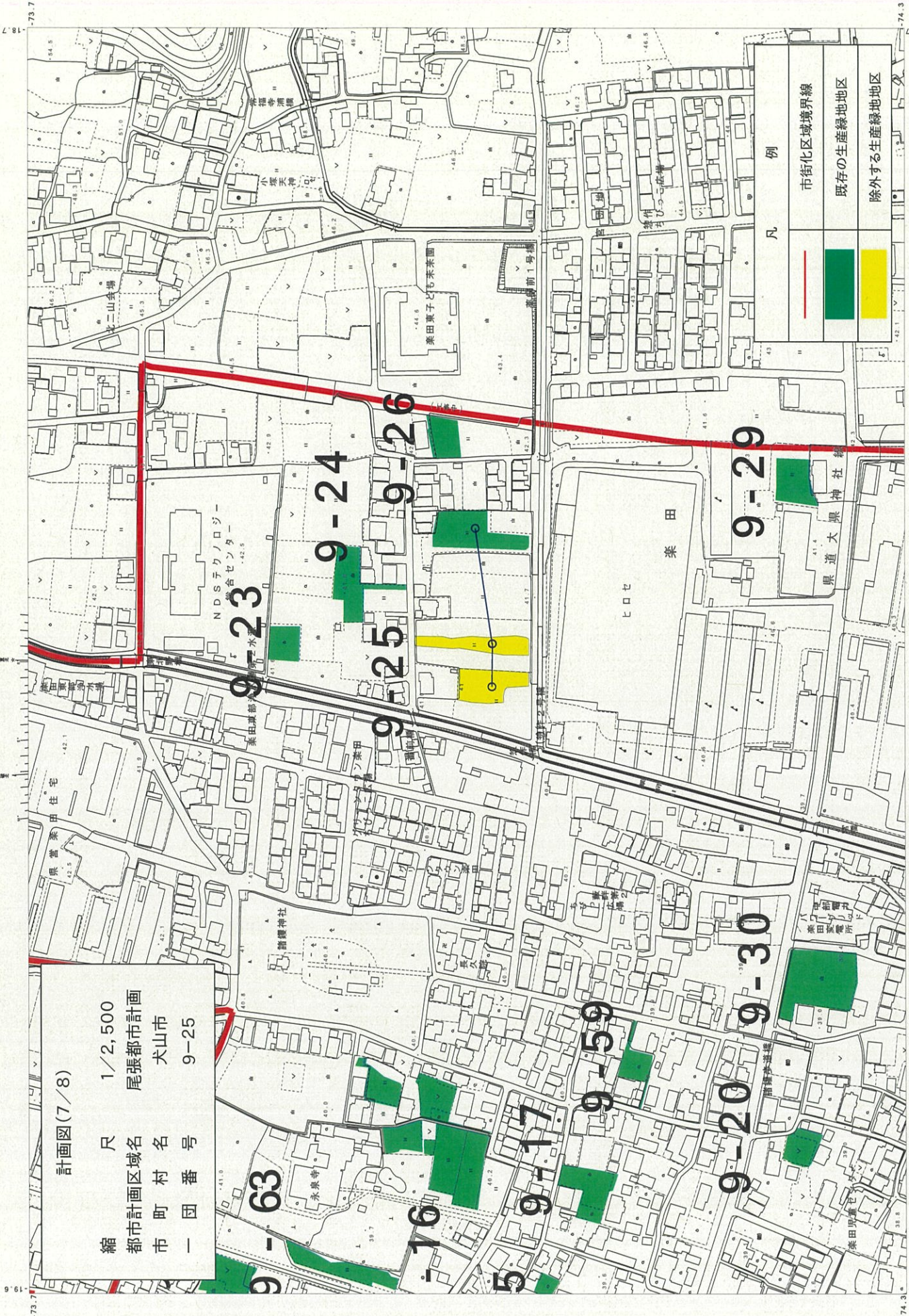
凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

【この都市計画図は、令和4年6月22日現在、尾張都市計画(199)により、
 尾張都市計画決定区域と生産緑地地区とを定める。】
 【この都市計画図は、尾張都市計画(199)に基づき、
 生産緑地地区を定める。】
 作成者 尾張都市計画課
 印刷者 尾張都市計画課
 印刷会社 尾張印刷株式会社



【注】この都市計画図は令和4年6月に作成したものであり、作成以後、新たに
 都市計画決定又は変更することはありません。(斜線等は令和4年撮影)
 また、用途地域等や道路等の位置は、縮尺を考慮したものです。
 詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。



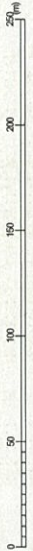


計画図(7/8)
 縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 9-25

例	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

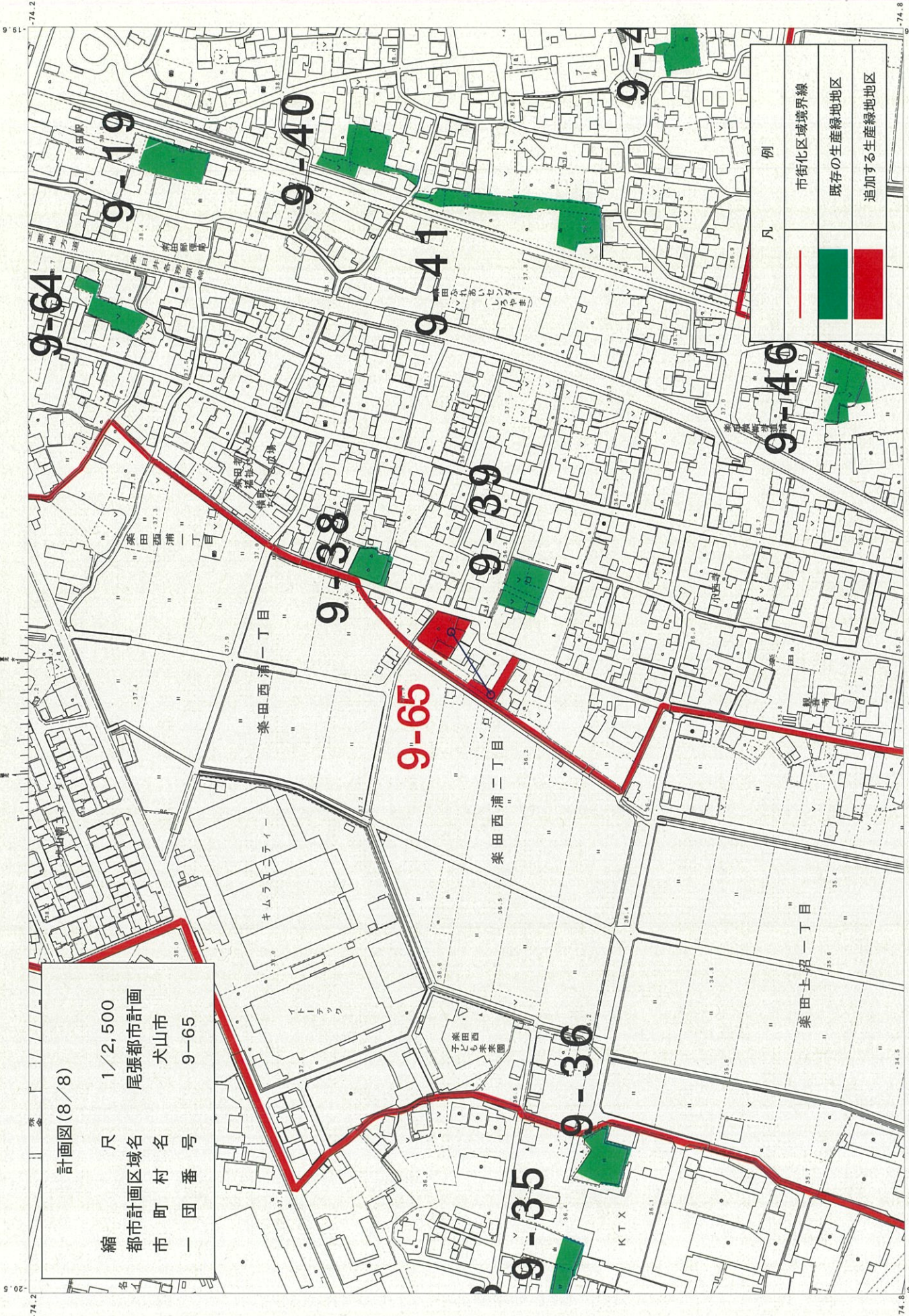
「この都市計画図は令和4年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(緑地帯は令和元年撮影) また、用地の境界や道路等の位置は、縮尺を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。」

1:2500



注 この都市計画図は令和4年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(緑地帯は令和元年撮影) また、用地の境界や道路等の位置は、縮尺を示すものです。詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。」

犬山市



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	追加する生産緑地地区

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 尾張都市計画
 市町村名 犬山市
 一団番号 9-65

「この都市計画図」は令和4年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影)
 また、用地地番や道路等の位置は、縮尺を示すものです。
 詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。



注) この都市計画図は令和4年3月に作成したものであり、作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。(航空写真は令和元年撮影)
 また、用地地番や道路等の位置は、縮尺を示すものです。
 詳細については犬山市都市計画課までお問い合わせください。

[参考図書]

変更状況調書 犬山市決定

生産緑地地区の一団数及び面積

	変更前	増減	変更後
一団数	145団地	-1団地	144団地
面積	18.0ha	-0.3ha	17.7ha
	179,595㎡	-2,899㎡	176,696㎡

箇所別調書

一団番号	増減	変更面積	理由番号	理由
1-5	除外	-500㎡	4-①	故障による制限解除
1-20	除外	-500㎡	4-①	故障による制限解除
1-33	追加	799㎡	4-⑦	新規決定
2-8	一部除外	-63㎡	4-②	公共施設の敷地となったため
4-2	一部除外	-558㎡	4-①	故障による制限解除
4-6	除外	-578㎡	4-①	故障による制限解除
4-11	一部除外	-445㎡	4-①	故障による制限解除
5-2	一部除外	-81.85㎡	4-②	公共施設の敷地となったため
	追加	88.85㎡	4-④	地積更正
7-16	一部除外	-542㎡	4-①	故障による制限解除
9-25	一部除外	-1,699㎡	4-①	故障による制限解除
9-65	追加	1,180㎡	4-⑦	新規決定
合計	除外(減)	-4,966.85㎡		
	追加(増)	2,067.85㎡		
	合計	-2,899㎡		

都市計画の策定の経緯

(様式21)

尾張都市計画生産緑地地区の変更（犬山市決定）

事 項	時 期	備 考
事前協議	令和4年7月20日	
事前協議回答	令和4年8月12日	
市の広報掲載	令和4年9月1日	9月1日号
計画案の縦覧	令和4年9月1日から 令和4年9月15日まで	縦覧者 なし 意見書提出 なし
市町村都市計画 審 議 会	令和4年10月14日	
知 事 協 議	令和4年10月中旬	以下予定
知事協議回答	令和4年11月中旬	
決 定 告 示	令和4年11月下旬	
図面の送付	令和4年12月上旬	